

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、五條市及び高取町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和五年四月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

五條市

高取町

二 調査を行った期間

五條市 平成三十一年四月一日から令和二年九月九日まで

高取町 平成三十一年四月一日から令和四年二月二十一日まで

三 成果の名称

五條市（野原中二丁目、野原中六丁目及び野原東一丁目の各一部）の地籍図及び地籍簿

高取町大字丹生谷の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五條市野原中二丁目、野原中六丁目及び野原東一丁目の各一部の地域

高市郡高取町大字丹生谷の一部の地域

五 認証年月日

令和五年三月二十七日